

長野県福祉のまちづくり条例（平成7年長野県条例第13号）第14条第2項に規定する目標となる基準を次のように定め、平成28年12月1日から施行する。

障害者等がより安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準

1 特定施設のうち建築物に関する基準

部分	基準
(1) 出入口	<p>ア 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口は、長野県福祉のまちづくり条例施行規則（平成7年長野県規則第14号）別表第2（以下「規則別表第2」という。）の1の(1)の(ウ)に定める構造のほか、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りでない。</p> <p>(ア) 幅は、内法を90センチメートル（直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口にあっては、120センチメートル）以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合にあっては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。ただし、幅が内法で120センチメートル以上である直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口（教育施設又は共同住宅の場合を除く。）に戸を設ける場合にあっては、自動的に開閉する構造とすること。</p> <p>イ 不特定かつ多数の者が利用する室の出入口は、規則別表第2の1の(1)の(イ)及び(ウ)に定める構造のほか、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる同一の室の出入口については、この限りでない。</p> <p>(ア) 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合にあっては、開閉により当該戸の一部が廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）の当該戸がある側の壁面線を越えない構造とすること。</p>
(2) 廊下等	<p>ア 規則別表第2の1の(2)のアに定める構造とすること。</p> <p>イ 段を設ける場合にあっては、当該段は、(3)に定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ 直接地上へ通ずる(1)のアに定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる(1)のアに定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の(1)のイに定める構造の各出入口（共同住宅の場合にあっては、直接地上へ通ずる(1)のアに定める構造の出入口がある階又は(4)のエに定める構造のエレベーターが停止する階に設けられる各住戸の出入口）に至る経路は、規則別表第2の1の(2)のウの(ウ)に定める構造のほか、次に定める構造とすること。この場合において、(4)のイ、ウ又はエに定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>(ア) 幅は、内法を180センチメートル（廊下等の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに二人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分）を設ける場合又は共同住宅の場合にあっては、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) (1)に定める構造の出入口並びに(4)のイ、ウ又はエに定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利</p>

	<p>用に供するものをいう。)の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(ウ) 壁面には、突出物を設けないこと。ただし、やむを得ず突出物を設ける場合にあつては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>(エ) 特定施設を利用する者の休憩の用に供するための設備を適切な位置に設けること(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)</p> <p>エ 傾斜路及びその踊場は、規則別表第2の1の(2)のエの(ウ)及び(オ)から(ク)までに定める構造のほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を150センチメートル(段を併設する場合又は共同住宅の場合にあつては、120センチメートル)以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合にあつては、当該交差し、又は接続する部分に踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(エ) 両側に手すりを設けること。</p> <p>(オ) 折り返し階段等の屈曲部には、安全を確認するための鏡を設けること。</p> <p>オ 直接地上へ通ずる出入口(複数の出入口が近接した位置に設けられる場合にあつては、そのうち1以上の出入口)から案内所又は案内標示等(視覚障害者に対し特定施設全体の利用に関する情報提供を行うものに限る。)を設置した場所までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合にあつては、この限りでない。</p>
<p>(3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、規則別表第2の1の(3)の(イ)から(カ)までに定める構造のほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を150センチメートル(共同住宅の場合にあつては、120センチメートル)以上とすること。</p> <p>(イ) けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。</p> <p>(ウ) 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) 両側に手すりを設けること。</p> <p>(オ) 折り返し階段等の屈曲部には、安全を確認するための鏡を設けること。</p>
<p>(4) 昇降機</p>	<p>ア 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定施設には、かごが当該階(専ら駐車場の用に供する階にあつては、当該駐車場に(6)のイに定める基準に適合する部分が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)</p> <p>イ アに規定するエレベーターのうち1以上は、規則別表第2の1の(4)のイの(イ)から(キ)まで、(ケ)、(コ)、(シ)及び(ス)に定める構造のほか、次に定める構造とし、かつ、当該エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。</p> <p>(ア) かごの幅は、160センチメートル以上とすること。</p>

	<p>(イ) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を180センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) 両側に手すりを設けること。</p> <p>(オ) かご内部の状況を外部から確認できるよう、かご及び昇降路の出入口の戸には、ガラス窓を設けること。</p> <p>ウ アに規定するエレベーターのうちイに定める構造のエレベーター以外のものは、規則別表第2の1の(4)のイの(ア)から(ウ)まで、(ク)、(サ)及び(ス)に定める構造とすること。</p> <p>エ 教育施設又は共同住宅でエレベーターを設ける場合にあっては、当該エレベーターのうち1以上は、規則別表第2の1の(4)のイの(ア)から(エ)及び(カ)から(サ)まで並びに(ス)に定める構造とすること。</p>
(5) 便所	<p>ア 便所を設ける階（専ら駐車場の用に供される階を有する特定施設にあっては当該駐車場に(6)のイに定める基準に適合する部分が設けられている階、教育施設にあっては直接地上へ通ずる出入口がある階に限る。）の当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用又は女子用としてそれぞれ1以上）は、規則別表第2の1の(5)のアの(イ)から(オ)までに定める基準のほか、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 一の階に設けられる便房の数が200以下の場合にあっては、当該便房の数を50で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）以上の、一の階に設けられる便房の数が200を超える場合にあっては、当該便房の数を100で除して得た数に2を加えて得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）以上の規則別表第2の1の(5)のアの(ア)に定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）が設けられていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接した位置に設けること。ただし、車いす使用者用便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設けられた便房が1以上ある場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ 小便器のある便所を設ける階には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）のある便所を1以上設けること。</p>
(6) 駐車場	<p>ア 駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数を50で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）の駐車台数分以上の、駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数を100で除して得た数に2を加えて得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）の駐車台数分以上の車いす使用者が利用する自動車の駐車のために供する部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること（特定施設に付属する駐車場で特殊装置のみを用いるものを除く。）。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設は、規則別表第2の1の(6)のイの(イ)及び(ウ)に定める基準に適合するものとし、かつ、車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（ウに定める構造の駐車場内の通路又は(7)のアからウまでに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>

	<p>ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路のうち駐車場内の通路は、(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。</p> <p>エ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設までには、降雨及び降雪の影響を低減するための屋根等を設けること。</p>
(7) 敷地内の通路	<p>ア 規則別表第2の1の(7)のアに定める構造とすること。</p> <p>イ 段を設ける場合にあつては、当該段は、(3)の(ア)から(エ)まで及び規則別表第2の1の(3)の(イ)から(オ)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ 直接地上へ通ずる(1)のアに定める構造の各出入口から当該特定施設の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。)又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路は、規則別表第2の1の(7)のウの(イ)及び(ウ)に定める構造とし、かつ、幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路は、別表第2の1の(7)のエに定める構造に準じたものとする(教育施設、自動車車庫又は共同住宅の場合を除く。)</p> <p>オ 傾斜路及びその踊場は、(2)のエの(ア)、(ウ)及び(エ)並びに規則別表第2の1の(2)のエの(ウ)、(オ)及び(カ)並びに(7)のオの(イ)に定める構造に準じたものとし、かつ、勾配は、15分の1を超えないこと。</p>
(8) 客席	<p>ア 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂で、固定式の席を設ける場合にあつては、席数を200で除して得た数(その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。)の人数分以上車いす使用者が利用できる部分を設けること。</p> <p>イ アに規定する車いす使用者が利用できる部分は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 車いす使用者が利用できる部分へ通ずる(1)に定める構造の出入口から、当該車いす使用者が利用できる部分に至る経路(ウに定める構造の客席内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 車いす使用者1人につき、幅は95センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ アに規定する車いす使用者が利用できる部分へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者が利用できる部分に至る客席内の通路のうち1以上の客席内の通路は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 幅は、内法を140センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高低差がある場合にあつては、(2)のエ並びに規則別表第2の1の(2)のエの(ウ)、(オ)及び(カ)に定める構造に準じた傾斜路を設けること。</p> <p>エ 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂で、固定式の席を設ける場合にあつては、集団補聴装置その他の障害者等に配慮した設備を設けること。</p>
(9) 改札口	<p>改札口(公共の交通機関の施設における改札口をいう。)は、(1)のイの(ア)及び規則別表第2の1の(1)の(ウ)に定める構造に準じたもの</p>

	とすること。ただし、当該構造の改札口に近接した位置に設けられる改札口については、この限りでない。
(10) 案内標示	ア 案内板を設ける場合にあっては、規則別表第2の1の(10)のイに定める基準に適合するものとし、かつ、点字による標示を設けること。 イ 医療施設等のうち不特定かつ多数の者が利用するものの窓口は、規則別表第2の1の(10)のイに定める基準に適合するものとする。
(11) ホテル又は旅館の客室	客室の総数が200室以下の場合には当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）以上、客室の総数が200室を超える場合には当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）以上の非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を設けること。
(12) 附帯設備	カウンター等を設ける場合にあっては、車いす利用者が円滑に利用できるよう、高さ等に配慮した構造とすること。

2 特定施設のうち道路に関する基準

部分	基準
歩道	規則別表第2の2のアからカまでに定める基準のほか、次に定める基準に適合すること。 ア 視覚障害者の利用が多い歩道及び公共の交通機関の施設等から視覚障害者の利用が多い施設に至る歩道にあっては、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 イ 視覚障害者の利用が多く、かつ、信号機が設置されている横断歩道には、視覚障害者用信号装置又は交通弱者用押しボタン箱を設けること。 ウ 立体横断施設を設ける場合にあっては、昇降口には視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、かつ、階段及び通路には手すりを設けること。

3 特定施設のうち公園に関する基準

部分	基準
(1) 出入口	規則別表第2の3の(1)の(イ)に定める構造とし、かつ、幅は、180センチメートル以上とすること。
(2) 園路	ア 主要な園路は、(1)に定める構造の出入口と接するものとし、かつ、規則別表第2の3の(2)のアの(ア)、(ウ)及び(オ)に定める構造のほか、次に定める構造とすること。 (ア) 幅員は、180センチメートル以上とすること。 (イ) 縦断勾配は100分の4を超えないものとし、100分の3以上の勾配が50メートル以上続く場合にあっては、途中で150センチメートル以上の水平な部分を設けること。 イ 階段を設ける場合にあっては、1の(3)に定める構造に準じたものとする。
(3) 駐車場	ア 駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数を50で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）の駐車台数分以上の、駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数を100で除して得た数に2を加えて得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）の駐車台数以上の車いす利用者用駐車施設を設けること（特殊装置のみを用いる駐車場を除く。）。 イ 車いす利用者用駐車施設は、1の(6)のイに定める基準に準じたものとする。

	<p>のとすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、1の(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。</p>
(4) 案内標示	案内板を設ける場合にあつては、1の(10)のアに定める基準に準じたものとする。

4 特定施設のうち路外駐車場に関する基準

部分	基準
(1) 出入口	1の(1)のイの(ア)及び規則別表第2の1の(1)の(ウ)に定める構造に準じたものとする。
(2) 駐車場	<p>ア 駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数を50で除して得た数(その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。)の駐車台数分以上の、駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数を100で除して得た数に2を加えて得た数(その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。)の駐車台数分以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設は、1の(6)のイに定める基準に準じたものとする。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、1の(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。</p>